

## 07 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い

### 『合併協定項目(案)』

合併時に2つの農業委員会(釧路市・阿寒町を選挙区とする委員会、及び白糠町・音別町を選挙区とする委員会)に再編し、各委員会の選挙委員の定数は12人(選挙区の定数は釧路市5人・阿寒町7人、白糠町7人・音別町5人)とする。

また、4市町の選挙委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の委員として在任する。

ただし、在任特例期間終了後2期(1期3年)以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市で検討する。

### 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p>	<p>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期(「組織」)</p>	<p>25 - 01 - 01 - 01</p>	<p>合併時においては2つの農業委員会を設置することとし、各委員会の選挙による委員定数は12人とする          なお、選挙区及び市町ごとの定数は下記のとおりとする          [ 郡 ] 釧路市(5人)・阿寒町(7人)          [ 郡 ] 白糠町(7人)・音別町(5人)          ただし、在任特例期間終了後2期(1期3年)以内で1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討</p> <p>4市町の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会委員として在任</p> <p>選任委員は合併の日に選任</p> <p>報酬は釧路市の例(現行月額 会長59,000円・委員47,000円)とする</p> <p>費用弁償は新市の旅費規程に準じる</p> <p>現況証明手数料は白糠町・音別町の例(現行 1,000円/筆)とし、嘱託登記手数料は釧路市の例          (現行:土地表示          7,738円/件(1筆増966円)          名義人表示          5,040円/件(1筆増808円)          所有権移転          15,078円/件(1筆増808円))とする</p>
	<p>(2) 農業委員会委員選挙</p>	<p>25 - 02 - 02 - 08</p>	<p>上記の[25 01 01 01]にて整理される定数、選挙区及び任期等の調整方針に基づき選挙を執行</p>